

第 1 3 回 栗 原 地 域 合 併 協 議 会 会 議 録

召集年月日	平成16年2月13日(金曜日) 午後2時00分			
召集の場所	志波姫町 エポカ21			
開閉会の日時 及び宣告人	開会	平成16年2月13日(金)午後2時00分	会 長	菅 原 郁 夫
	閉会	平成16年2月13日(金)午後4時35分	副会長	千 葉 徳 穂
出 席 者	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	会 長	菅 原 郁 夫	委 員	菅 原 登
	副 会 長	千 葉 徳 穂	"	高 橋 光 治
	"	佐 々 木 幸 一	"	遠 藤 實
	委 員	大 関 健 一	"	茂 泉 文 男
	"	中 嶋 次 男	"	長 谷 川 厚 子
	"	佐 藤 覚 次 郎	"	白 鳥 英 敏
	"	山 田 悦 郎	"	三 浦 徹 也
	"	葛 岡 重 利	"	中 嶋 太 一
	"	佐 藤 小 弥 太	"	佐 藤 多 恵 子
	"	鹿 野 清 一	"	武 田 正 道
	"	佐 藤 千 昭	"	海 老 田 慶 子
	"	鈴 木 守	"	山 村 喜 久 夫
	"	高 橋 義 雄	"	佐 々 木 昭 雄
	"	千 葉 久	"	津 藤 國 男
	"	太 斎 俊 夫	"	須 藤 茂
	"	石 川 憲 昭	"	伊 藤 竹 志
	"	佐 々 木 幸 男	"	後 藤 和 廣
	"	大 内 朗	"	飯 田 明
	"	小 岩 誠 二	"	白 鳥 一 彦
	"	菅 原 佑	"	千 葉 和 恵
	"	中 鉢 泰 一	"	中 條 彦 登
	"	石 川 正 運	"	佐 藤 利 郎
	"	加 藤 雄 八 郎	"	鈴 木 国 雄
"	千 葉 伍 郎	"	藤 橋 俊 五	
"	佐 藤 幸 生			
"	佐 藤 重 美			

欠席者	委員	高橋伸幸	委員	白鳥文雄
その他出席者	幹事長	大場秀也	計画第2班長	菅原昭憲
	副幹事長	佐藤重博	調整第1班長	鈴木秀博
	総務部会長	高橋健一	調整第2班長	小野寺桂一
	栗原地域広域行政事務組合総務課長	氏家尚己	総務第1班員	武田利喜夫
	事務局長	鈴木正志	総務第2班員	佐々木貴徳
	次長(総務担当)	阿部貴夫	総務第2班員	伊藤大輔
	次長(計画担当)	二階堂秀紀	計画第1班員	千葉恒男
	次長(調整担当)	千葉浩文	計画第1班員	菅原功
	次長(調整担当)	濁沼栄一	計画第2班員	大内正幸
	総務第1班長	千葉雅樹	調整第2班員	二階堂賢
	総務第2班長	小野寺世洋	調整第2班員	高橋良通
	計画第1班長	高橋正淑	調整第2班員	栗原聡
会議の概要	別紙のとおり			
会議録署名委員	委員	白鳥英敏	委員	武田正道
傍聴	一般 21名 報道 2社			

次第

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 協議事項
 - 協議第40号の2 新市建設計画(第4章 建設計画、第5章 公共的施設の適正配置と整備)について
 - 協議第46号 地方税の取扱い(その2)について
 - 協議第47号 一部事務組合等の取扱い(その1)について
 - 協議第48号 新市建設計画(第2章 新市の概況 第3章 建設の基本方針)の修正について
- 5 提案事項
 - 協議第49号 使用料、手数料の取扱いについて
 - 協議第50号 公共的団体等の取扱いについて
 - 協議第51号 補助金、交付金等の取扱いについて
 - 協議第52号 コミュニティ施策について
 - 協議第53号 地方税の取扱い(その3)について
 - 協議第54号 国民健康保険事業の取扱いについて
- 6 その他
- 7 閉 会

1. 開 会 午後2時00分

○鈴木事務局長 それでは、開会前に資料の確認をさせていただきます。

本日配付しております資料でございますけれども、次第、それから協議第49号 使用料、手数料の取扱いについて、協議第50号 公共的団体等の取扱いについて、協議51号 補助金、交付金等の取扱いについて、協議第52号 コミュニティ施策について、協議第53号 地方税の取扱い（その3）について、協議第54号 国民健康保険事業の取扱いについて、以上の資料を配付してございます。

また、本日は前回提案し協議を持ち越しておりました協議第40号の2 新市建設計画（第4章 建設計画 第5章 公共的施設の適正配置と整備）について、協議第46号 地方税の取扱い（その2）について、協議第47号 一部事務組合等の取扱い（その1）について、協議第48号 新市建設計画（第2章 新市の概況 第3章 建設の基本方針）の修正について、の資料を使用いたします。

それから、傍聴の皆様も含めお願いでございますけれども、携帯電話につきましては、電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきたいと思っております。

それでは、ただ今より第13回栗原地域合併協議会を開会いたします。

2. 挨拶

○鈴木事務局長 開会に当たりまして、当協議会会長であります菅原会長よりご挨拶を申し上げます。

○菅原会長 皆さん、大変ご苦勞様でございます。きょうは何となく天候も春めいたような感がある気候でございまして、大変暖かさを感じました。こういう中ではございますが、第13回栗原地域合併協議会、これから開会いたします。

ご存じのようにこれから新市の建設計画、まだまだ出はおりませんが、財政計画といったような大変難しい審議がこれから入ってくる訳でございまして、委員の皆様方にもいろいろなことで大変ご苦勞をおかけするなというふうに思う次第でございます。

なお、また今日の協議事項40号の2、これも前回の協議会の際にやはり時間がなくて再度協議をいたしますというようなことで持ち越しをいたしました資料でございますので、何分にもひとつよろしくお願いを申し上げてまいりたいというふうに思う次第でございます。

この協議会も本来でございますと、月に1回というふうな考えのもとにやってみましたが、なかなかこれから3月までのいろいろな時期等考えますと、月に一度というふうな協議会ではなかなか追いつかないというようなことで、今月も2回目の協議会に相なった次第でございます。いずれこれからはこのような協議を重ねながらやって参りたいというふうに思いますので、委員の皆様方にも何卒ひとつご協力のほどよろしくお願いを申し上げながら、開会に当たっての会長からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○鈴木事務局長 これより協議に入りますけれども、本日の欠席の届けは栗駒町の高橋伸幸委員さん、それから一迫町の白鳥文雄委員さん、そして時間にちょっと遅れますという届け出が一迫町の山村委員さん、栗駒町長の大関町長さん、花山村長の佐藤村長さん、3名が遅れるという連絡がござい

ます。

現在、47名の委員さんに出席いただいております、協議会規約に定めます定足数に達しております。

それでは、協議会規約に定められておりますとおり議事進行については、菅原会長にお願いをいたしたいと思っております。

○議長　それでは、ただ今事務局から報告がございましたように定足数に達しております。

第13回の栗原地域合併協議会を直ちに開会をいたします。

本日の会議の順序は、皆さんのお手元にご配付いたしております次第に従いながら、順に従って進めてまいります。よろしくひとつご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、直ちに第13回栗原地域合併協議会の開会を宣言いたします。

3. 会議録署名委員の指名

○議長　3番目の、会議録署名委員の指名でございますが、例によりまして私の方から指名することにして、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長　異議なしと認めます。それでは、築館町の白鳥英敏委員、それから高清水町の武田正道委員のお二人を指名いたします。よろしくお願ひ申し上げます。

4. 協議事項

○議長　それでは、直ちに会議に入ります。協議事項に入ります。

協議第40号の2 新市建設計画（第4章建設計画 第5章公共的施設の 適正配置と整備）について

○議長　協議第40号の2 新市建設計画（第4章建設計画 第5章公共的施設の適正配置と整備）についてでございます。

前回の12回の際に、本来でございますと協議する過程にあった訳でございますが、時間がないということで今回まで持ち越しをいたしまして、委員の皆さん方に持ち帰り、とくと内容等ご検討賜りたいというようなことでお願い申し上げておいた協議事項でございます。資料は前回の12回の協議会の中にごございますので、その資料をひとつお開きを願って、協議に入ってまいりたいと思っております。

それでは、協議第40号の2 新市建設計画についてを協議議題といたします。

直ちに質疑に入ってまいります。ご質疑等ございますか。はい、千葉委員。

○千葉伍郎委員　まず県の関係については抜きにいたしまして、この資料50ページの第5章の市役所・支所等の位置について、それから公的病院の診療所。この2点についてお尋ねをいたします。

この市役所・支所等という形で表現がなされておりますが、小委員会の答申内容は分庁方式を含む総合支所方式と、こういう文章表現になっている訳であります。この項目の中で、下の段にまいりますと、下の段の3行目からは「総合支所になる役場については云々」と文章がなっております。この流れは

小委員会報告書を踏まえた文章にしては、私はちょっと意味が分からないところがある訳です。小委員会の報告書と今回の文章表現に差異はないのかどうか、まず確認をしておきたいと思います。

次に、公的病院と診療所の関係であります。大分苦勞されていると思うんですが、この文章表現は何を言っているのか全然分かりません。いわゆる合併をした後の栗原郡の医療体制をどうするのかということが、私はこの項目のメインテーマにならなければならないのではないかと思っている訳です。そうしますと、基本理念・基本構想に基づいた、2回首長さん方が協定書を書き直しましたが、あの基本理念・基本構想に立脚した文章との整合性はどの辺にあるのかと。全然この中身では分かりません。

確認をしておきたいんですが、基本構想では若柳の120床、栗駒の110床というのが基本になっております。一方では栗原中央病院の300床を目指すという一つの一定の方向性も示唆をされております。現状の中でもし120床、110床がそのとおりだということになりますれば、中央病院の300床というのは、ある意味では理想として掲げている数値目標になるのか。いや、そうじゃありませんと、若柳の120床も栗駒の110床もいずれは見直しもあり得るんですということなのかどうかですね。基本理念・基本構想等顧みますと、非常に大事な件でありますので、この点は率直に専門部会の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

それから、病院の、栗原郡の医療体制を最終的に本物にするためには、私は今現在置かれております各病院の病院長、診療所の所長、医者ですね、この方々と一歩一歩同じ歩みをしないと、政治家が、あるいはこの審議会でどんな立派な文書化をしようと、もし医者がついていかないということも想定をされます。そういう意味では関係医療機関の医師の責任者との会議などは、この文章を仕上げるに当たって会議が持たれているのかどうか。この辺はひとつ率直にお聞かせをいただきたいというふうに思っております。

それから、もう一つは、私の方の国保病院。基本構想・基本理念でまいりますと、平成20年に新改築計画がきておりますが、これらは合併に伴って前倒しとかそういうことは現在の時点で、事務レベルでも結構ですが、考えられているのかどうか。これは率直にこの点について、まずお聞かせをいただきたい。以上です。

○議長　それでは、まずもって事務局の方で答弁できるもの、答弁をしていただきます。

○二階堂事務局次長　それでは、お答えいたします。まず初めに市役所・支所等の表現でございますが、その前にこの第5章についてご説明した際は、この適正配置と整備の基本的な考えを記述したということで、深くその内容に入ることはできなかったと。その辺は基本的な考え方を示したという第5章であるということで、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

市役所・支所等でございますが、確かに一部分庁方式を含めた総合支所方式という協定項目で確認を頂いているというところでございます。ここの市役所・支所等につきましては、3段目ですけれども、「そのため市役所・支所等については」というところは、ここは一般的な市役所・支所ということでの表現でございます。そういう市役所・支所等については、住民生活に支障を来さないようにするというのがまず基本的な考え方だよと。それで現在のいわゆる役場、支所がある訳ですけれども、これらの機能、これを維持していくことが必要だということで、まずまとめております。それで協定項目に沿ったところでの表現を使ったのが「また」の段落でございます。その現在の各役場につきましては総合支所となるということでございますので、その辺、総合支所の連携強化、こういったものに努めていくとい

うような基本的な考え方であるということでございます。

次の公的病院・診療所でございますが、最初にお話しいたしましたとおり適正配置と整備の基本的な考え方ということで、現在の状況、さらには今後必要と思われるいわゆる救急車による救急患者の輸送時間の短縮なり医療施設までの公共交通の充実、こういったものは検討していく必要があると、新市において検討していく必要があるというような計画であるということです。

若干医療体制まではいきませんが、将来的にこの栗原地域の医療といたしまして民間病院を含めた地域医療ネットワーク、これは将来構想の段階でも出ておった訳ですが、地域医療ネットワーク、こういうものは速やかに整備をしていく必要があるという基本的な考え方でまとめたという内容になってございます。

○議長 今、事務的なことを答弁させました。

それから、中央病院の277床が300床にこれをやっていくのはどうなのかと。それから若柳の病院120床、栗駒町病院の110床、これらの考えはどうなのかということですが、このことについては医療組合の管理者でございます築館の町長さんがおりますので、そちらの方から若干申し上げさせていただきたいと思っております。それから栗駒町の病院を20年から建設するというのを17年から前倒しをして建設をするという計画はどのようになっておるのかということについては、これも事務局の方から後で答弁させます。

○千葉栗原医療組合理事長（築館町長） 中央病院のベッド数、将来の目標として300床だということはそのとおりであります。しかしながらそれを決めた、基本構想で決めた当時は仙北医療圏という、大崎と登米、栗原を含めたのが仙北医療圏でありまして、その中で新しく作る中央病院は300床であるという前提で設計をして、そのように作っておる訳であります。

しかしながら、現状は300床になっておらない。その後には仙北医療圏ではなくて、今度は栗原郡、この中で足りない分をどこかに吐き出せば300床になるだろうということになっておりますから、当面は300床の病院を建ててしまったんですけども、それに必要な医者も来ている訳ではありませんので、非常に無駄な面があるんですが、当面は300床に至らない数字でもって頑張っていかなければならないということでございます。

それで、こういうことというのは50年も100年もという少し大げさな表現ですが、今ここでしゃべっていることは10年後にそれが通用することになるかということと必ずしもそうでなくて、世の中の変化がいろいろありますので、国保病院の方も120とか110床で完結しようとしている訳ですが、そのベッド数といえどもどうなるかが分からない点がある。当面は20数ベッドが足りないままの中央病院のまま、経過せざるを得ないように思っております。

それから、若柳は町長さんがそのままですが、栗駒町に至りましては町長さん変わっておりますから、その国保病院のあり方について言った人と今の町長さんは別の人でありますから、町としての継続性ということがありますから、「前の人がかう言ったから、私はそのとおりやらなければならない」というのもありますけれども、病院の運営をやって頑張っておる院長先生とか医師の方々との話し合いとか、あるいは議会関係の話もあるでしょうから、現状のままそのベッド数をさらに減らすということをしなくて経過せざるを得ないだろうと思っております。

それから、病院につきましても、前倒しをするというのは恐らくこれはこの間の地震等によって、当

初予想していなかった、建物が思ったよりは非常に被害が多いということで、それを改築せざるを得ないということになった訳でありまして、これは不幸なことというか、幸いなのか、患者からすると幸いなことなんですが、そういう変化が生じてきましたので、現状はそのことを、それぞれの姿をお互いに認識をして認めて、そして300床というのはあくまでも当初はそういう目標でやったんだけど、現状においては300床は直ちに実現しないという現実を見つめて、それを認め合おうと。

この間の町村長の会議でもそのことを真剣に討議いたしましたが、私が今申し上げましたような形で目標は300床であるけれども、まだそれに到達しない現状を認め合おうということになったのであります。その点ご理解を賜りたいと思います。

○議長 はい。それでは栗駒病院の内容について、事務局の方から。

○二階堂事務局次長 それでは、あと2点お答えいたします。

病院の運営に当たりまして医者との同じ歩みが必要ではないかといったことから、医師との会議を持ったかというご質問でございましたが、先ほども申し上げましたように基本的な大局的な考え方といったことで、医者との会議は開催はしてきておりません。

その次の栗駒国保病院の改築のお話でございましたが、事業といたしましては現在最終的な協議中でありまして、財政計画を出す際に、どういった事業が何年度頃ということでの計画書を出すという予定で現在最終調整中でありまして。そういった中で、確かに栗駒国保病院の改築の話はテーブルにのってございます。それが前倒しできるかどうか、そういったことについてはまだお答えできる状態ではございません。

○議長 はい。千葉委員。

○千葉伍郎委員 市役所・支所等の項目でございしますが、これはもちろん組織方針が決まっておりますから、ある意味では理想論の議論しかできないのかなと。小委員会で議論をされたのは、新庁舎ができるまでは物理的に1ヶ所の施設を活用して本所に集中をするということには、物理的に不可能だということだけは一致をいたしております。従って、好むと好まざるとにかかわらず組織方針はついてきますが、少なくともいわゆるこの分庁方式といいますかね、こういうものが文言としてクローズアップされてきたことは間違いありません。だから私は何も難しいことを聞いているんじゃないくて、この文章を、この短い文章を仕上げるに当たっては小委員会の趣旨を生かすと、生かしての文章なのかということをお聞きしているんです。ここはまだ触れておりませんからね。ずばり聞かせていただきたい。

それから、総合支所というのは今答弁がありましたように、現在の10ヶ町村のそれぞれの役場の機構内容は多少違うにしても、ここを支所とするのだと、総合支所という呼び方をするのだということで、現時点で意思統一ができるのかどうか。ここをお聞き下さい。

それから、公的病院のやつは肝心なことを報告をされておられません、答弁ありませんが、私はまず基本理念・基本構想を認めた上で、この文章作成に当たったんですかという聞き方をしているんです。その基本理念・基本構想というのは先ほど言ったように若柳の120床であり、栗駒の110床であります。そして中央病院の目指す300床ということになりまして、医療圏の問題が5年置きに認められると、見直しされるということになると、どこからも持ってこられなくなる場合は、若柳なり栗駒のベッド数が減らされるのではないのかと、こういう危機感を持っております、私自身はですね。しかし基

本理念・基本構想は120、110床という形で確認をされておりますから、これは基本構想に基づいた文章の作成なんですかということをもとに聞いています。

それから、先ほども言いましたが、役場の課長、部長を配置替えするのと事は違いますが、病院の院長先生それぞれの責任者と、医療責任者、言ってみれば先生ですね。この人たちとのコミュニケーションは私はこの公的病院・診療所の方向性を確たるものにするためには絶対に欠かせない条件だと思っています。私たちも含めてここで議論をした結果、それで最大の方向でよしと仮にした場合でも、お医者さんから見れば「そんなものだったら、私は辞めさせていただきます」ということになりはしないかということ、私は心配しています。

ですから、節々でどちらがなるか分かりませんが、医療組合の理事長が音頭を取るようになるのか、今日の協議会の会長も入って調整をするようになるのか分かりませんが、節々でそれぞれ診療所を含む意思統一をしておかないと、私はこの理想に近い文章が空文化をしていく可能性を心配をいたしていますから、これはできれば協議会の会長の方から今後の取り組む姿勢として明確に表明していただきたいなど、このように私は思います。

それから、何か20年のやつが前倒しされるような話をしてみたり、俎上にのっていないような話をしてみたり、何のことだかさっぱり分かりませんが、耐震度調査をやった結果、当初の状況より被害がありますよ。そういう中で、私は事務レベルにおける、ある程度の前倒し構想というものがこの合併を機に出てきたと思っているんですが、これはそうしますといつの時点でそういう方向性が確認をされるんですか。

例えば、この協議会が全ての項目について3月いっぱい仮に終わりますと。次の10ヶ町村の首長さん方の協定文の作成に入るときに、この問題は決着をつけるのか。あくまでも協議会のこの場の中で一定のそういうものについての時期や是非についても議論をするのか、その時期を私は明文化して、明確に答えていただきたい。今までの答えですと、何のことかさっぱり分かりません。やるような話をしてみたり、やらないような話をしてみたり、そんなことではありませんからね。少なくとも合併項目の中での重要な課題ですから、私たち地域、特に周辺地域になるであろう栗駒町から見れば、国保病院の存在価値というのは地域医療を進めていく際に極めて大事な意味を持つものでありますから、このことについては明確にお願いをいたしたいと、答弁をお願いをしたいと思います。以上です。

○議長 事務局、答弁して下さい。会長から答弁する分は、後でまたします。

○二階堂事務局次長 まず市役所・支所等の文書を作る際に、いわゆる庁舎の位置等の小委員会の結論を生かしたのかということですが、生かして、ここの文章表現を作ったということです。総合支所、こういった考え方についても、その小委員会の考えをもとに作ったものでございます。

現在その総合支所、どこがなるのかということが決まっているのかといったことですが、これは10の役場が総合支所になると。そのほかに分庁舎ができるというような、数は決まっていなくても、分庁舎ができるというような現在の協定、小委員会の決定でございますので、総合支所についてはどの役場も総合支所になるということで理解しております。

その次、公的病院・診療所のこの文書を作る際に、基本構想を踏まえたのか。いわゆる医療組合の基本構想を踏まえたのかということだろうと思いますけれども、確かにここでは地域医療の充実、こういった大局的な考え方は踏まえて、ここの文章を作成したというものでございます。

前倒しの、栗駒国保病院の改築のお話ですが、事業としては現在協議中でございます。最終的には、順調にいけば次回、遅れてもその次ということで、3月中にはその財政計画、さらには主要事業等の計画、何年度頃に予定をするかと、そういったものもご提示をしていきたいというふうに考えています。

○議長 医師対策について、会長の方から申し上げます。

若柳町でも病院を今経営いたしております。それで現在、今ここにも中央病院の理事長もおります。それから栗駒の町長もおります。それから診療所を抱えております各町村長もおります。合併のことについてはお医者さん方を一堂に会して話をするということになしに、まずもって若柳町は若柳町なりの、院長初め医師に対しまして、「このような方法で、これから合併に進みますよ」というふうなことはやはり説明をいたして、それぞれ了承を得ております。恐らくは診療所を持っておる町長さん方も、これからこのような中央病院、それから若柳の病院、まず中核にして中央病院、その傘下に入る若柳、栗駒、そして診療所、こういう方法でもって、これから合併をしてまいりますよということは、恐らくそれぞれの町の町長、村長がそれぞれの先生方といろいろと打ち合わせをしておるものであろうというふうに思います。

いずれこれが本格的に合併に向けて今後進めていくとなれば、当然やはりこれは中央病院の院長初め若柳、栗駒の院長、そしてまた診療所のそれぞれの先生方、いろいろと話し合いをする時期もなければならぬと思いますが、現段階としてはそのような方向で合併に向けての順序というものは、それぞれの町で院長先生初め医師の方々に説明をしておるというのが現実の姿であります。それでひとつご了承下さい。

○千葉伍郎委員 はい。

○議長 はい。どうぞ。

○千葉伍郎委員 もう1回だけ済みません。

市役所・支所等の形、今答弁がありました、そうなりますと今の答弁でいきますと、この3段目の「支所となる役場については」という表現は「となる」という文言は正しい表現じゃなくなるんじゃないですか。今10ヶ町村のそれぞれの役場が総合支所になりますと、こういう答弁であれば、「総合支所については」となるだけじゃないですか。「となる役場」というと、どこか抜けるような、抜けたり抜けなかったりする。「となる役場」ですからね。ならない役場もあり、なる役場もあるような文章に私は受けとめました。そうしますと、ここは表現を変える必要があるのではないかとこのように私は思います。

それから、「生かしている」と、「生かしている」という答弁でしたね。私はせっかく何日間もかけて議論した経過については、事務レベルの皆さん方は篤と知っているはずでありますから、その答申の趣旨に従って、この文案が……、それでは聞き直しますが、この文章はその趣旨に基づいて作られたものですか。私はそう見えないものですから、そのように質問をしているつもりでありますので、もう少し掘り下げてお聞かせ下さい。

それから、会長ね、これ今答弁がありましたように栗駒の耐震度調査、あるいはその地震の被害の経過を踏まえて平成20年を待つことは、非常にある意味では危険性を伴っている状況もある訳です。したがって、恐らく事務レベルの間では前倒し構想というものが浮上してきたものだと、私は理解をしているんですが、その結果次回ないしその次の段階でということになりますれば、今日のこの公的病院の

部分については協議決定をしないで、そうした考え方が確定をした段階で最終的な協議会の決をとっていただきたい。強く要求をしておきますので、それについての考え方をお聞かせをいただきたい。

それから、今会長の方から「病院の院長先生方には、それぞれの首長さん方がお話ししているはずで」と、こういう答弁がございましたが、私はそれはそれとして事務的にはあったにしても、お医者さんという、私たちの政治家の手の届く方々ではございません。決められた方向が気に食わなければ、辞めさせていただきますということになれば、直ちにその病院経営のあり方にかかわってくる訳です。ですから、私は屋上屋の話をする場合もあるかもしれませんが、合併の進み具合の度合いを見ながら、院長先生、責任者の方々と呼吸を合わせて、この合併の問題を進めていただけないのかなという趣旨でお話をしていることでありまして、それぞれ首長さん方が、首長さん方との関係は良好の関係だと思えますよ。必ずしも合併して一医療圏の指揮下のもとに指示をされるという、お医者さんというのはそんなに右から左、今年は若柳の病院長になれと、あんたは栗駒の国保病院の院長だと、こういうことなどが自由裁量で行われること自体が病院の収支に関わることでございますので、熱意を含めて、それぞれ今まで長い間時間をかけてきた首長と院長の良好関係をさらに発展して合併に結びついていくためには、私は合併の前の瀬踏みの段階でこれら責任者との懇談会などを持ちながら、やっぱり話し合いの経過を屋上屋を重ねる面もあるかもしれませんが、意思統一を図っておいていただいた方が得策ではないのかという意味で進言をいたしているつもりでありますので、これはぜひ前向きな答弁をいただきたい。

○議長 はい。まず後からの分を申し上げます。

医師については、今私が申し上げたとおりそれぞれの町村長、合併したからといって直ちに退職しますと、かようなことのないように今いろいろとそれぞれ話し合いをいたしておる訳でございます。いずれお医者さんというのは非常に難しい面がたくさんありますので、これは合併してもそれぞれの病院なり診療所がスムーズに運営できるような方向性を、これからもなお一層たどっていかなければなりません。それには今のうちから、それぞれの関係する町村長がそれぞれの先生方にいろいろとお話し合いをいたしておる訳ですし、なおかつまた今後この運営等について、直ちにそれぞれの病院の院長を動かすというふうなことでなしに、やはり現状の維持をまずもってこれは新市に引き継いでいかなければなりません。そういうものを踏まえて、これから話し合いをしていかなければならない分野については話し合いをして参りますというようなことでご了承下さい。

ちょっと待ってください。それから事務局、千葉委員の質問。

○鈴木事務局長 先ほど次長の方がご説明しましたけれども、市役所・支所等の表現についてはあくまでその基本的な考え方が、これは小委員会の報告にも何ら報告に基づいたものであるというお答えをしております。その通りでございます、これに至るまでには、まちづくり検討委員会の皆様方にもご協議いただいた中で表現したものであるというふうでご提案したところでございまして、その辺の受けとめ方にはそれぞれの考えがあろうかと思いますが、事務局としてはそういう考えのもとに表現してございます。ですから、あとは委員さん方にもその辺をご意見いただければなというふうに思います。

○議長 それから、千葉委員さんね、この公的病院と診療所、この項を栗駒の病院の建設等がきちんと決まるまでは、これを最後まで保留してはどうかということですが、その建設とここの字句はやはりこれはおのずと違ってくるものであろうと思います。病院の建設はやはり財政計画なり新市建設計

画、これらでもって補足されるものであらうと思いますので、ひとつこの公的病院・診療所、これらの字句についてはひとつこの内容で、今日は皆さんご審議をしていただきたいというふうに会長からお願いを申し上げる次第であります。

はい。武田委員。

○武田正道委員　はい。高清水の武田です。

市役所・支所等のところについてですけれども、私もまちづくり委員会に参加させていただきました。20人の委員でしたが、その中の協議会から行った10人、そのうちの委員長さんを除く9人は新市の事務所の位置の小委員会のメンバーでもありましたので、そのところで議論がなされておりますので、小委員会の意向が反映されたかどうかという質問につきましては、9人も委員さんが参加して、そこで議論しておりますので、事務局が作った文章そのまま素通りさせた訳ではございません。議論を尽くしております。

それから下から3行目の「総合支所となる役場については」という文言のところで、これが整合性がないのかというお話でしたけれども、ここは文章のとり方だと思いますけれども、『「総合支所となる」役場については』このように考えますと、ならない役場もあるのかなとお思いでしょうけれども、『「総合支所となる役場」については』このようにご理解いただければ、役場のことを言っているんだなということは、これ理解できるのではないかと。文章はこのままでよろしいのではないかと。以上です。

○議長　はい。ありがとうございました。

はい、石川委員。

○石川正運委員　築館の石川でございます。

まず50ページの公的病院・診療所に関わりまして、先ほどまで議論がありました。まず1点だけなんです、栗駒病院の改築事業、ややもすれば前倒しでやろうというような検討をなされておるようでもありますけれどもね、この中で、先ほど理事長である築館の千葉町長から郡内の町村長の間で中央病院のベッド数を300床を目標にすることを見つめ合ったと、こういう発言がありましたけれども、私は本当に中央病院をできるだけ早く満杯の300床入れて、地域医療のためにやって欲しいなと思う一人であります。

そういう中で、栗駒の国保病院の改築工事、これは当然やらなくてはならないと私も思いますけれども、ベッド数の問題で果たして今現況の110床を、またこの110床の栗駒の国保病院を改築しようとしているのかどうか。私はやはり若柳病院の120と栗駒の110、これをやはり譲り合いながら中央病院にいち早く300床と、こう願うものでありますけれども、この計画策定しているというようなことではあります、この栗駒の中央病院、何でかんで110床を目標にしたそういう策定を念頭にしているのかどうか。

私は本当に郡民から見ても、若柳の病院にしる栗駒のこれからしようとする病院にしる、必要性は分かりますけれども、この規模の問題で果たして納得できているのかと。恐らくはここにいる方々でも、そんなには必要がないのではないのかというのが大半だと思いますよ。その辺の議論の過程、もしあるのであれば、なおかつこれから策定してやろうとするのであれば、ベッド数をやはりもう少し削減した中で考えて欲しいなと、こう思います。

○議長 これは先ほど来申し上げておりますが、中央病院を建てる時に、それぞれ基本構想・基本計画、こういうものを作って、それぞれ建築に取りかかった訳です。いずれ若柳町も153あるのを33中央病院によこす。それから栗駒町もまたこれ130あるのを20よこす。そしてお互いに病床数をそれぞれ勘案をしながらやってきたはずですし、なおまた277の病床を何とか早く300にして下さいということ。これは当時の医療圏、大崎、登米、栗原の時代、県庁に我々は何回も足を運んで要請をしたはずです。しかしながら、なかなかその経過は認められませんでした。

いずれ今そういう議論が始まりますと、これまたまとまるものもまとまらなくなりますので、まずもってそれは後で、後でというよりもこれはもう既に決まっていることですから論議しないで、ひとつこの建設計画をひとつご論議していただくというふうに思う次第でございますので、よろしく願います。 はい、どうぞ。はい。佐々木さん。

○佐々木幸男委員 瀬峰の佐々木です。

第5章の「公共的施設の適正配置と整備」というふうなことで、右の53ページの欄には施設の一覧表がある訳であります。その中で消防関係についてちょっとお聞きしたいと思いますが、これまで消防関係につきましては第6回の協議会、協議第19号で消防防災関係事業について、これまで協議してきた経過がある訳であります。その中で現在の広域消防の事務所、あれは防災センターとして位置付けをするんだというふうな説明があった訳であります。防災計画につきましては後日説明をしますよというふうなことで、これまでそれらについて何ら説明がなかった訳であります。消防関係についてはここに一覧表にあるように、消防署1、分署と分遣所等で6だというふうなことでございますが、ご案内のとおり瀬峰・高清水地区に、高清水にあるんですが、南分遣所がある訳であります。現在消防自動車1台配置していただいて、瀬峰・高清水の一朝有事の場合はいち早く初期消防に駆けつけていただいている訳であります。私ども瀬峰地区では栗原の法定協に入る前に、あるいは任意協に入る前に、栗原か大崎かというふうなことで大変議論した経過があった訳であります。

そういった中で、瀬峰地区は瀬峰でも駅から南の方でございますが、どうしても地理的に古川に近い訳です。栗原の広域消防から出動されます緊急自動車、救急車ですね。これについては、時によっては30分以上かかっても着かない場合があると。そういうことで「私どもは古川がいいんだよ」というふうな意見が大勢にしてあった訳であります。そういったことで私ども議員あるいは首長もこの栗原市になれば、当然そういったものは強く要望して参りたいというふうなことで、緊急自動車、救急車の常備配置は当然必要ではないかなというふうなことでこれまできた経過があるんですが、ここにこう分遣所等6というふうなことでありますが、中身についてもし差しさわりのない格好であれば、少しお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

○議長 はい。この6の分遣署、消防署、同分署、分遣所等6という内容について説明。

○濁沼次長 お答えをいたします。

さきに防災計画、協議会に示すということで、いつ示すんだというお話でありました。これは10月の9日で提案をして、いろいろ議論されていますけれども、これは調整項目の中に提案内容にもありますように、防災計画については現行の防災計画を基本として、新市において速やかに調整するというところで、「これは新市において調整します」というように説明をさせていただきました。でありますから、当然17年度になってから策定をし、示すということになります。でありますから、今の協議会の

皆さん方にお示しをするということは非常に難しくなります。

○議長 はい。佐々木議員。よろしいですか。

○佐々木幸男委員 すみません。

○二階堂事務局次長 53ページの資料ですが、ここは参考といたしまして、類似団体の現在の公共施設の数を表したものでございまして、将来消防署、分署、分遣所が合わせて7つになると、こういった表ではございません。現在の表というものでございます。

それで第10回の協議会の際に、市役所・病院関係は空白にして出したんですが、52ページに地域防災機能の施設ということで、この公共的施設の適正配置の考え方を示してございます。今、濁沼次長の方から話された新たな地域防災計画、これをもとにして今後の消防本部なり、分署、分遣所の適正配置、さらには各地域の防災拠点の整備など総合的な防災体制の整備を図る必要があるという考え方をお示ししております。具体的にはまだ、どこがどうなるかというところまでは至っておりません。

○議長 はい。よろしゅうございますか。はい。どうぞ。

○佐々木幸男委員 防災計画については新市において速やかに策定するものとするというふうなことでございますが、問題は合併してみてもよかったなというふうな認識を持たないと、私はうまくないと思うんですね。

極端な話、今栗原広域行政事務組合の中で消防行政の分やっておられておるんですが、ご案内のとおりここに町長もいるんですが、瀬峰町ではあそこから、築館の消防本部から緊急自動車、救急車が出た場合、30分でも届かない場合があるんですね。そういったものを極端な話、新市になってからやるんですよと。新市になってやらなかったらどうするんですか。新市になって、それでも一向に変わらないと、それでは私ども栗原に合併した方がいいんじゃないかというふうな私の持論でもありましたが、「いや、あの話では反対に古川に合併した方がよかったよ。古川の方が近かった」と。新市まで、反対にそういったものは整備しなければならないと私は思うんですがね。住民のための私は町村合併だと思いますよ。何もそこにお座りになっているお役人の皆さん方のための町村合併ではない訳でありますから、その辺、会長、しっかりした答弁をいただきたいと思います。

○議長 今佐々木委員がおっしゃるようなことは各町村で数多くあると思うんです、実際は。消防署、分署、それに救急車の配置、こういうものはもちろんご要望は多分にあるはずですよ。そのほかにも今いろいろとそれぞれの町で、合併するんであればここにこういうものが欲しいというものがたくさんあると思いますが、そういうものはやはり今ここで決めるということでなしに、新市でもってこれらは決めていくというふうな方向で、これは当然今佐々木委員がおっしゃるように、それらの内容は実現する方向でやはり新市で決定していくのが、新市で検討するという一つのこれまた重みのある考えを含めての計画ではないのかなというふうに思います。そういうことでひとつ、決して我々役人は何も佐々木さんおっしゃるように同じ気持ちでありますので、ひとつその辺でご了承賜りたいと思います。

○佐々木幸男委員 確認をさせていただきますが、救急自動車については前向きで考えてよろしいというふうなことでよろしいんですか。いや、だから大変大事な問題なんです、うちの方では。よろしいですか。

○議長 そういうものを含めて、みんなで検討して、新市になったならば……。

○佐々木幸男委員 あのですね。人命にかかわる問題なんですよ、一番はね。普通のものとは違う訳なんですよ。その辺、ただ「こう考えております」と言っただけで、考えてもどうにもならなかったということでは私は困る訳でありますから、前向きに考えてよろしいのだから、その辺確認しておきます。

○議長 はい。ここに広域行政事務組合の管理者がおります。そのようなことについて何か管理者、お考えありましたらひとつご答弁して下さい。

○佐藤栗原地域広域行政事務組合管理者（一迫町長） 大変貴重なご意見ありがとうございます。栗原広域としましては、将来の計画の中にそれぞれの防災体制を含めていろいろな基本的な考え方を持っております。これは全て、新市の方にそのまま引き継いでいくということで、この辺でひとつご理解いただきます。よろしいですか。

私どもが持っております基本構想を新市でぜひ実現してもらうように私ども努力しますが、新しい市の中でも努力して欲しい。また皆さんにもそれらをご理解をいただきたい。そういうことでひとつ、あとは専門家がいますから、私の方はこれで終わります。

○議長 はい。どうもありがとうございました。

はい。それでは、高清水、佐藤委員。

○佐藤幸生委員 はい。いろいろ具体的な新市建設計画ご議論の最中である訳でございますが、この建設計画は本当に重要な、そして早く具体的な結論を私ども協議会の委員もですが、住民も求めているところだと思っております。それでこの計画の中の30ページに、新市の事業概要ということで「アクセス道路の整備、幹線道路のネットワーク化の整備の促進、タクシーによる予約型運行の調査研究、住民バス運行事業の充実」そしてまた「美しい道路景観形成の維持」というようなことで、もちろんこういうような事業を10年、15年かけて、あるいはまた早く実現して欲しいと望んでおるところでございますが、その中の一つに特に私は新市建設計画の重要な一つの柱として欲しいと思っておりますのは、この栗原806平方キロというような、県内でも合併がもし実現することほぼ間違いはないと思っておりますが、宮城県においては2番目に大きい市になろうかと思っております。そうしますと当然……、一番ですか。一番だそうでございますが、一番になるというような非常に誇り高い市に、栗原市になる訳でございます。そうしたときに、やはり全国でも名の知れた住民に対する情報伝達方法を全国に先駆けて取り入れたこの栗原市だと。こういうようなことをやはり合併将来構想の中に、住民にぎしりと結論づけた意思表示を私はすべきではないかなと思っております。

そこで、この44ページに「情報ネットワークの構築を図っていくとともに」とございます。それでこれは再提案された建設計画の第4章でございますが、この44ページの前の43ページに「高度情報ネットワークの構築」ということで、「次世代地域ケーブルテレビの調査検討」となっております。私も若干このケーブルテレビについて話を伺ったことがある訳でございますが、聞くところによればNTTの電話回線を利用して現在のテレビを活用すると。そして、ローカルの地域放送を各世帯に情報伝達をいち早く、その日のことはその日のうちに伝達をするというような情報伝達をスピーディーに行うことができるシステムだと伺っております。この栗原市合併いたしますと、現在ある行政区が約290何ぼ、300ぐらいの行政区がありまして、それぞれ詳細な行政情報については区長さんが自

転車で歩いたり、車で歩いたり、あるいは町の中をかばん背負って歩いている姿を見ておられますと、やはりそういう一つの時代は若干変わりつつあるのじゃないかなと思っておる訳でございますが、この「次世代地域ケーブルテレビの調査検討」とはなっておりますが、具体的に3月末になるか4月末になるか分かりませんが、住民に対する新市建設計画の説明会に入られると思う訳でございますが、この検討するでは、どのようなものなのか具体的に説明ができないのではないかなと私は思っているんですね。この分科会とか専門部会の中で、この次世代地域ケーブルテレビの検討に入るに当たって、どのような議論、具体的なこれを導入する場合にどのような財政計画なり、あるいは見通しなりを立てて、ここに検討するというところに謳われたのか、お伺いをいたしたいと思います。

そうしたときに、やはりこれは合併してから、合併後5年以内ぐらいを目途にしてこういう有線テレビを活用して、文化会館でこれこれこういうような協議が今なされておるとか、あるいは市議会の中継をその日のうちにやるとかというようなことでは非常に私は役立つシステムではないかなと考えておりますが、その点についてどのような議論がなされたのかお伺いをいたしておきたいと思っております。

○議長 はい。今のこと分かる事務局。

○二階堂事務局次長 次世代地域ケーブルテレビ、いわゆるCATVということでご存じの方もあろうかと思いますが、これは一つの、例えば市役所なら市役所に一つの放送局を作りまして、そこでいろいろな番組を作って各家庭にその情報を提供するというものです。これは行政情報のみならず防災の情報であるとか、さまざまな情報を提供できるということで、いわゆる媒体としては独自の情報を流すことができるということで各地区で採用されているようでございます。

この38ページに「調査検討」ということにした経過でございますが、このケーブルテレビを栗原全域に敷設した場合、かなりの金額がかかるというふう聞いております。それで合併して10年間の新市建設計画でございますが、かなりの高額な事業をすぐできるかといったことで、その辺でちょっと疑問も出てきたという経過がありまして、いつこういったものを導入するということまではいかないので、この計画書の中では調査検討に入っていくまいかというところでのこの事業概要となつてございます。部会等でもこの辺については検討してきましたが、かなりの高額な事業費がかかるということでございます。

○議長 よろしゅうございますか。はい。はい。どうぞ。佐藤さん。

○佐藤幸生委員 そこでそれだけの事業費が大きくかかるということは当然予想される訳でございますが、いろいろな議論の中で財政改革の一環として合併をする場合に、例えば議会の議員のまず削減、それから町長さん方はもうやりたくても失職してしまう。そういうことによって、財源的にそれだけでも特別職の削減だけで約6億以上の財源がまず人件費が浮くんですね。そのほかにまだ職員が1,400人ぐらいだったですかね。それを700人ぐらいに削減をすると。それでもまたそうなりますと、12億だったか、120億でないと思うんですが12億ぐらいの削減と。削減削減で、それでは合併してスケールメリットを住民に還元をしますよというのがどこなのか見えてこないんですね。ですから、仮に財源もかかるのはもちろん分かるんですが、そういうことの財源の確保。やっぱり合併をしたら、大きくなった市は市なりに国の方にやっぱり積極的に補助をこの導入についても持ってくるような力強い意志と申しますか、そういうものをやはり私は必要ではないかなと。一生懸命地方で削減して、いろいろな今通常国会の議論なんか見ていると、全然地方の痛みを分からな

いような感じで議論していることに私も、もっと私は地方に頑張っていたきたいなど。そんな願いを申し上げておきたいと思います。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。そのような意気込みでいきたいと思います。

はい。茂泉委員。

○茂泉文男委員 花山村の茂泉でございます。

支所等、市役所ですか、この関係でお伺いしたいと思いますが。総合支所ということで旧町村の役場がその任に当たるようでございますが、この総合支所に支所長なる人が当然置かれると思う訳でございます。そこで「地域振興に関する業務など云々」という、ここに文言があるんですね。これは非常にこの地域振興のいろいろな政策立案については地域の人でなくては分からないという面がある訳でありますね。そこでですが、どのような方が参られてもいいんですが、その方に、その支所長さんに当たる人がどの程度の決裁権限が与えられるものか。この点について、ひとつお伺いしたいと思いますが。

○議長 はい。今分かる点で説明して下さい。

○濁沼事務局次長 お答えいたします。

総合支所の組織機構のお話、それから今のお話ですと総合支所長の決裁の権限のお話まで出ました。これについては総務部会において、組織機構の議論が1週間に一遍ぐらいのペースで今議論されています。昨日も議論を、総務部会を開きましていろいろな議論をいたしました。具体的な内容については、これは次回、場合によってはその次の協議会になると思いますけれども、事務組織及び機構の取扱いということで、例えば総合支所がどれぐらいの事務なり職務を扱うのか、それから本所機能としてどういう部分が本所に入るのか、そういう資料までその時にはお出しするようになると思います。ただ今いろいろな議論をして検討中であります。その中で初めて決裁の話とか、それから総合支所が所掌する事務の内容等がお示しできるのかなということ、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

○議長 はい。茂泉委員。

○茂泉文男委員 それに関連してですが、地域振興、これ非常に中心地でない遠隔の町村については非常に心配されるところでございます。営々として築いてきた総合計画なり、あるいは過疎計画が御破算になるというようなことでもありますし、非常に心配されるところでございますが、そこでそれらの問題等提言する組織として、地域自治組織とかあるいは地域審議会、そういったようなものが想定されているのか、考えておるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長 はい。今の地域審議会か地域自治組織か、このことについて考えておるかということです。

はい。事務局。

○濁沼事務局次長 これも全体の協定項目48項目、一番先に冒頭に第1回目か第2回目でお示しをいたしました。その中に地域審議会の設置についてという部分であります。ただ、これはまだ協議会の方に提案をしておりますけれども、多分ご存じかと思いますが、今総務省において自治組織の問題がいろいろと議論されています。これまで部会なり幹事会なり、それから町村長さん方の会議の中でも地域審議会の取扱い等幾度か協議をしております。ただ、結論といたしましては、やはり自治組織の部分が今盛んと国において議論をされているようであります。それを見極めて、その中で地域審議会を設けるべきということであれば提案いたしますし、それをもう少し見極めてから、この地域審議会の取扱いについては協議会に提案すべきだろうということで、いろいろと議論されております。た

だ、今の国の流れからいいますと、3月の中旬以降に、中旬から下旬にかけてあたりに国の考え方がきちっと示されるようだというような情報もありますから、今それを待っているというような段階であります。以上です。

○議長 町村長の中でもいろいろと検討はいたしました。今地方自治法の改正なり合併特例法の改正なりで、地域自治組織、こういうものを今論議されておると。そういうものがきちんとしてきたところで考えていくということで、これはいずれはこれを各旧町村ごとに置くような事情になっていくものであろうというふうに会長も考えております。よろしゅうございますか。

はい。遠藤委員。

○遠藤 實委員 志波姫の遠藤です。

市役所の、あるいは支所等の50ページの5章とその前の44ページ4章の建設計画の中での「公共的施設の一体的な整備」ということで、この支所あるいは市役所の考え、将来のあるべき考え方を示されておりますけれども、一般的な文章表現にしたと、これはこれで私も理解できますが、一方「住民サービスの低下を招く」という字句がありますけれども、やはり合併したことによって今まで受けていたサービスの内容がより濃くなると、一元化したことによって。逆に住民の方は市役所なり支所がちょっと遠くはなりますよと、どういう用件で来るかちょっと分かりませんが、ちょっと遠くだと。それは直接住民が市役所、今まで隣にあった役場が今度なくなって、ちょっと遠くなったという、そういう事態はあるでしょうけれども、同じ事業の中のサービスの量が増える、内容、質が濃くなったことよっての合併のメリットというものも私は考える必要があるんじゃないかと。

そうしますと、この文章からしますと、これは町民に対する説明としては将来このように当分に考えますよというのはそれは分かりますけれども、合併したことよっての行政経費の節減ということになりますと、首長が一人になった、特別職が限られてくる、あるいは議員の数が152人から45に当分なりますよと。その経費は分かりますけれども、行政的な経常経費の節減には何らこれはつながってこないのではないかと、この文章表現から考えますと。であれば、やはり合併の一つの大きな目標の中には行政経費の節減というのもある訳ですから、やはり今までのような10ヶ町村の旧役場を全部当分の間、当分が何年か分かりませんが、そのまま残しますよと。地域振興も中枢部でやらなくて、それぞれの総合支所の方にも配分しますよというような文章表現でありますので、これはやはりもう少し合併したことよっての整理統合する部分もありますよというような考え方は内部で持って欲しいなと、私はそう思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長 はい。遠藤委員に対する答弁できますか。

○濁沼事務局次長 これは非常に難しいお話かと思えます。これは前回の第11回の協議会で「新市の事務所の位置について」ということで小委員会を作って、いろいろな議論を何回にもわたってしていただきました。その中でいろいろな今みたいなお話が出ました。

一番の結論としては、合併効果をどのようにしたら出せるかという議論もありました。それで一番、協議会に提案した時もそうなんですが、本庁機能を持つ、庁舎を本庁一本にすると。そうしますと、非常に経費的な部分が出てくるだろうと。だから、そんないろいろな議論もあって、最終的にはこれは第10回の報告にありますように一部分庁方式を含めた総合支所方式を当面とりますよということで、当然じゃ、いつまでかということ、それも含めて10年をめどに新市において庁舎の建設を図ると、検

討するというような文言が整理されました。

そういうことで、これは皆さんの委員さん方にそういう内容で既に確認された内容かということで、ただその庁舎の新市の事務所の位置についてはいろいろな今みたいな議論もあって、最終的にそのような集約がされたということかと思います。以上です。

○議長 千葉委員、では最後に。

○千葉伍郎委員 築館の石川さんがあえてうちの方のベッド数について、物を言われましたから、私は明確に事実に基づいて否定をします。

本町の場合は、ご案内のとおり以前は130床のベッド数でありました。一般90が60、それから療養型40が50になりました。内容的には療養型が5、介護が45。時代に沿ってやっている中身であります。したがって、病院の経営の内容につきましても、病院長から言わせると、110床というのはもう経営上ぎりぎりのベッド数ですと、こういうことがございます。130から110床になった経過を踏まえて、一部職員を中央病院に派遣をした経過もございまして、経営が改善いたしました。

平成14年度決算で1億2,000万ほどの黒字経営をすることができました。平成15年度9月決算では6,000万程度の決算が出ておりまして、この110床というのは、そういった医療分野におけるスタッフの状況からいきましても極めて大事な数であるという言い方を私達はされておりまして、ベッドの利用数も今現在81・4%であります。こういう状況でございますから、単に築館の中央病院に栗駒から20持っていけとか30持っていけとかという中身じゃないんです。大方の方は理解していますなんて、そんな根拠のない話をされると、当たり前のような形でこれが大手を振って歩くような状況になりますと、それぞれの地域における医療が崩壊をしていくという一面がある訳であります。先ほど会長が言いましたように、理念・基本構想に基づいて議論の末こうしたベッド数の問題について一定の方向性を出して議会の承認も得て今日に至っているという経過だけは明確に尊重して欲しいというふうに、「おらいの方だけは」というエゴは私はこの際は捨てていただきたい。相手の立場に立って物を考えてみるということも私は一つの方法じゃないのかなというふうに思いますので、私はここは答弁は要りません。明確にそうした実態にあるということを報告をして、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げておきたいと思っております。以上です。

○議長 はい。石川委員。一度だけ。

○石川正運委員 私は栗駒病院の改築について否定はしません。だがしかし、今千葉委員さんから言われるように110床では経営がぎりぎりですと、こういうぎりぎりの中で議決を得て改築工事もあるいはベッド数においても現状のままの議決を得ているというのは理解はできますけれども、本当にこれから先を考えるならば、果たして、現在は黒字が幾らと先ほど言われましたけれども、ここ5年後あるいは10年後になった時に果たして本当にそういう、今でさえ110のベッド床がぎりぎりの経営であるのに、今後そういうのは期待ができる、いわゆる人口の動態からしても、ちょっと話は変わりますけれども、1月の斎場の利用率は昭和47年の数字が一番高かったそうでありまして、ことしの1月から2月にかけては130何名、150名近くでもうその記録を破っている。いわゆる高齢化が進みながらそういう亡くなる人も多い。その中に少子化のために、これから地域を支える子供さんたちがなかなか出生率が悪いというようなことの数字から見ましても、今現在こうですと言われることは十分分かります。だがしかし、何のための合併なんだというとするならば、や

はりそういう不退転の決意で進むのもいいかもしれませんが、改めてこれから改築するのであればそういう議論もして欲しい、こう思うんです。

私は別に我田引水だから議論している訳ではありません。全体を見ながら「何で合併なのや」という基本理念を考えるならば、そういう答えにも、そういう議論もすべきではないのかと、こういうことを言っているわけでございます。答弁は要りません。

○議長 はい。分かりました。

ここで休憩。

午後3時22分 休憩

午後3時30分 再開

○議長 休憩中の会議を再開いたします。

協議40号の2、大分議論が進んでまいりました。

それでは加藤委員、最後にひとつ。

○加藤雄八郎委員 医療を知っている立場から言いますと、100床以下になると病院として機能しなくなるんです。経営的にじゃないんですよ。100床以下になると療養型50、60になると、一般が40ぐらいになる。そうすると医者と呼ぼうとしたって来ないです、勉強できないから。なぜなら老健施設で100人に一人の医者しか要らない。療養型も少なくなる。そうすると四、五人の医者のところに勉強する若い先生方が来ない。だから経営的になくて、病院としてやれなくなるだろうということだと思っんです。

それから会長誤解のないように。先ほど中央病院の傘下に入ると言いました。あれはサテライトですから、間違いのないように。若柳町か今どこかの議員さんが言いましたけれども、1億3,000万の黒字ですから、今経営も安定しておりますから、傘下ではなくてサテライトですから、よろしく願います。

○議長 はい、分かりました。

それでは質疑を打ち切ります。

協議第40号の2、以上の協議内容で了承することにして、決定してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○議長 それでは協議第40号の2、以上の内容で協議を終了することにいたします。決定してまいります。ありがとうございました。

協議第46号 地方税の取扱い(その2)について

○議長 続いて、協議第46号 地方税の取扱い(その2)についてを協議議題に供します。

これは12回の栗原地域合併協議会の際に説明をしておりますので、その際の資料を見て下さい。今の建設計画の次に46号というのが入っていると思います。よろしゅうございますか。

それでは、この内容、既に説明が前回の際に事務局の方から説明しております。直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。はい。武田委員。

○武田正道委員 はい。済みません。

内容についてではございません。文章表現について、ちょっとお伺いというか、お伺いした結果提案ということになるかはお任せしますが、この文章だけ何かちょっと今までと違う人が作ったのかなというような感じもしないでもない。「水利地益税については廃止する」いつ廃止するかがちょっと書いていないんですね。新市において廃止するのか、合併時に廃止するのか、合併時までには廃止するのか。

それからあと、これは今ちょっと思いついたのです。今日考えてきたことは2番の上から1、2、3行目。「課税区域については新市において調整するものとする。ただし新市の都市計画云々」とあります。これ実際、皆さんは都市計画税は築館さん一町のみでございまして、調整するという言葉が今まで大変多用されておまして、私たちも地元で調整、調整という言葉に一般の方がアレルギーとまでは言わなくとも、「何でも調整で先送りだね」と言われる言葉が聞かれるようになってきました、この頃。それで例えば、調整を、これを新市において決めるのが調整という言葉を使わなければならないのであればしようがないとは思うのですけれども、これを例えば「新市において新たに指定する」という言葉を使えるのであれば、はっきりそのようにした方がいいのではないかなと、こう思います。

それで文言の整理になりますので、ちょっと面倒にはなるとは思いますけれども、これ議事進行はお任せしますが、一応2番を、例えば、現在のところ変わるの3行目からです。一番上から読みますけれども「2. 都市計画税については地方税法の規定0.3%以内により調整し、市税とし、新市に引き継ぐものとする」ここからです。「課税区域については新市において新たに指定するものとする。ただし現行の課税区域については合併特例法第10条の規定を適用し、新市の都市計画（課税区域の決定）が策定されるまでに限り課税免除するものとする」と。あと一番最後はそのまま「納期については固定資産税と同様とする」と、このような文言に変更してはいかがかなという提案です。

○議長 はい。ありがとうございました。事務局それらについて何か答弁ありますか。この水利地益税の廃止、これも今いつからかということですが、この点についても説明して下さい。

○濁沼事務局次長 廃止の時期でありますけれども、これは前回の協議会におきまして協議第43号農林水産関連事業（その2）の中でご確認をいただきました。その中の6として、「土地改良財産の維持管理にかかる分担金制度及び水利地益税制度については、合併時までには調整する」というような調整内容でありました。その前段として水利地益税は廃止すると。この廃止の時期でありますけれども、これは合併時までには先ほどの農林水産関係の部分で調整しますから、合併時に廃止するというふうに捉えていただいて結構であります。

それから、その2番の文言の部分であります。この部分については、大分支部等でも幹事会でもいろいろな議論をいたしました。最終的にちょっと今までの内容的に調整内容と文言の整理が違いますよという部分なんです、これは見てお分かりのように、一応前段では市税として新市に引き継ぐという謳い方をしております。それから、区域については調整をすると、これは具体的にどのような調整かということでもあります。

一つは、町村合併におきまして前の提案理由でもお話ししました。10ヶ町村の中で都市計画区域は大きく四つの区域がございまして、関係町村は6町であります。その中で用途の指定を持っている市街化区域を有している町村は2町ございまして、その中で1町のみが都市計画税を課税しているということ

で、これは合併に対して複数の町村が市街化区域を擁している場合については、新市の対応として市街化区域全域に対して都市計画税を課税するのか、もう一つは都市計画税の課税をやめるのか。それからもう一つはその区域を見直すのか。いろいろなケースが考えられます。そういう中で新市において課税区域を再検討するというので、場合によっては全域に対しても課税をする。場合によっては課税をやめる。それから二つの地域だけが市街化区域を持っておりますけれども、それ以外の地域は未線引きであります。ただ都市計画税の課税の内容から言いますと、未線引き地域であっても都市計画税は課税できることになっています。それも含めて、これは新市において調整をすべきということで、あえてこういうちょっと分かりづらいような文言にさせていただきました。

ただ、この文言の中で言わんとする部分は、今委員さんから言われた内容と内容的には思いは同じであります。もしこのような文言でどうしても非常に分かりづらいという話であればまた別であります。皆さんにひとつお諮りをご検討いただきたいというふうに思います。

○議長 はい。武田委員さんの今の修正案はそのとおりでもあろうと存じますが、今事務局で説明したとおりの内容でございます。ひとつご了承賜りたいと思います。

ご質疑あとございませんか。はい。どうぞ。高橋委員。

○高橋光治委員 私も分からないから、ちょっとお聞きをします。

都市計画税はその都市計画区域内の土地または家屋に対しての目的税だと理解はするんですが、この中で築館町が0.2%で4期にわたってやっていた部分、税をかけていた部分と、今後これが調整によって一旦は整理をするんですが、それをなくすと、課税をしないということになれば、他の固定資産税との違いとかそれらについてはどのように考えればよろしいのか。築館町の場合と、それから他町村の固定資産税の場合とで、比較してちょっとご説明をお願いしたいんですが。

○議長 はい。分かりますか、内容。

○濁沼事務局次長 例えば、もう一度都市計画区域の課税の関係ですが、一つは合併に際しまして一方が線引きをやっていると、それから一方については未線引きですよという場合等についてはいろいろなケースがあるんですが、ここの部分については課税区域との検討をするのが必要であるということでもあります。ただ都市計画税を例えば賦課しているところ、それからしていないところ、それに見合う部分を固定資産税に上乗せしているかという部分、これは非常に難しい部分があります。町村によっては、都市計画税なるものを固定資産税の中に上乗せをしていないというところもあります。それから、これまでに都市計画税を廃止をして固定資産税の部分に、含めたという表現は非常に不適切だと思うんですが、そういう町村もあったように聞いております。

ただ固定資産税の場合、いろいろな評価の方法があります。例えば路線化方式とかという部分で一つ一つの固定資産を個別に評価する方法とか、いろいろな評価の仕方があります。その仕方については、町村によっていろいろな固定資産税の評価の仕方が幾通りかあるんですが、これは町村によって課税方式が、評価の仕方が違うという部分ありますから、これ一概に都市計画税に見合う相当分を固定資産税に上乗せしているということにはならないのかなという感じがします。それも含めて、先ほどの話に戻りますが、都市計画税、ご存じのように、おっしゃられたように目的税であります。そういう目的税をまた継続して課税をした方がいいのかどうか。ただその場合には、やはり10ヶ町村の都市計画案を持っているところ、未線引きを含めて、それから市街化区域を持っておるところ等も含めて、やはり全体

的な税の均衡の保つ部分が必要だろうということで、それはいろいろな方法も含めて、新市において調整、見直しをするということでもあります。以上です。

○議長 はい。高橋委員。

○高橋光治委員 はい。そうしますと、前回築館町の場合は2,400人、私の書いているところですが、4,188万円の都市計画税の課税だよという説明を受けたと思います。これらが新市になって調整をされまして、均衡を欠くということでこれが免除をされるような格好になりますと、築館町のこの2,400人の部分は税としての軽減になるのかどうなのか。それから、それらの部分が他に、今言いましたように、全体じゃなくて築館町の方々の部分がどのような税かに転嫁がされるような情勢に理解しなければならないのか。この点をお尋ねします。ということは、この目的税がなくなることによって、築館町の方々は4,188万円減税といたしますか、税が軽くなるんだという捉え方なのでしょうか。その点お尋ねします。

○議長 はい。どうぞ。事務局。

○濁沼事務局次長 前回お話ししました15年度の実績を用いますと、築館町さんについては今のおっしゃられたとおり2,246人、税額にして4,188万8,000円という金額が15年度で課税をされております。当然この部分について、新市において見直し調整をするという部分でありますから、当面課税を猶予するという部分ですから、17年度については築館町さんについては、この都市計画税は課税されません。当然この部分については、税負担が軽くなるというふうにご理解をいただいて結構だと思います。

○議長 よろしゅうございますか。はい。ありがとうございます。

そのほか、ご質疑ございませんか。

なければ、協議第46号 地方税の取扱い（その2）については、この協議内容をもって了承するというのでよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声）

○議長 はい。それでは以上のとおり決定させて下さい。

協議第47号 一部事務組合等の取扱い（その1）について

○議長 続いて、協議第47号 一部事務組合等の取扱い（その1）についてを協議議題にいたします。

これも説明をいたしております。これは本文には一部事務組合は広域行政事務組合、それから衛生処理組合、それに医療組合と三つあります。そのほかにも今度は鶯沢町外一市九ヶ町村共有林野組合などもございます。これは古川市が入っておりますが、いずれ今古川市といろいろと協議中でございます。これらもそれらの話し合いがつき次第、再度また一部事務組合等の取扱いについて、その1、その2、その3というようなことで協議になるものであろうと思いますので、差し当たり今回の一部事務組合等の取扱いは栗原広域行政事務組合と栗原衛生処理組合の分の取扱いについての、協議第47号でございます。この点ひとつご承知ください。

質疑ございましたら、お願いします。

このまま新市に引き継いで、よろしゅうございますね。

(「異議なし」の声)

○議長 はい。ありがとうございました。

はい。どうぞ。佐藤委員。

○佐藤幸生委員 ご承認をいただいた訳でございますが、私はこの内容についてはよろしいと思う訳でございますが、ここ分からないんですが、一部事務組合はたしか昭和47年頃でしたかね、発足しましたのが。医療組合の、先ほど会長の方から若干触れられましたが、栗原中央病院の医療組合かな、表現私正確ではないかもしれませんが、この扱い等については、その2、その3とかというような形で上程されるんですか。

○議長 はい。医療組合については、今医療組合議会でもいろいろと論議している分野がありますので、それら等が完結し次第、その2、その3の方でこれを皆さんにお諮りしてまいります。よろしゅうございますか。

はい。それでは協議第47号 一部事務組合等の取扱い(その1)については協議内容を原案といたしまして了承するというように決定してまいります。

協議第48号 新市建設計画(第2章 新市の概況 第3章 建設の基本方針) の修正について

○議長 続いて協議第48号 新市建設計画(第2章 新市の概況 第3章 建設の基本方針)の修正についてでございます。これは修正についてでございますので、これも説明いたしました。もし事務局の方で再度何かありませんか。(ありませんの声)

事務局の方では前回説明したとおりということで、修正内容のみのこれは提案でございます。何か修正の内容でご質疑等ございましたら、お願いします。ございませんか。

はい。どうぞ。高橋委員。

○高橋光治委員 公共施設の6のところの衛生施設の関係なんですが、皆さんはご存じだから抜いていいのかどうか分かりませんが、ごみ処理の関係のクリーンセンターの部分を含めまして一迫町という圏いはあるんですが、建物を含めましてその二次処理であります最終処分場が金成町にもあるんですが、そういう捉え方をしないでやっているのかどうか。その点をちょっとお聞かせをいただきたいと。ここにおります52人の方はクリーンセンターの最終処分場は金成に2カ所あるということは重々ご承知だということで、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

○議長 なるほど。はい。分かりました。はい、そのことについて、事務局。

○二階堂事務局次長 クリーンセンターはここに入っておった訳ですが、まことに申し訳ございません。あるのは分かっておりましたけれども、皆さんのご了解を得れば、挿入をしたいというふうに思います。

会長、お取り計らいをお願いします。

金成町に最終処分場という施設がございます。この分、資料の(「何ページ」の声)13ページでございます。13ページの下の方に、一迫町のところに18番、栗原クリーンセンターと入ってございます。それで金成町にある最終処分場が落ちておりましたので、皆さんにご了解をとっていただいて、ここに挿入をしていきたいと思っておりますので、よろしく(「どこに挿入したいのか」の声)追加をするとい

うことです、金成町のところに最終処分場と。（「最終処分場じゃないでしょう。何処分場だったか、しっかりした名称を書きなさい」の声）

それでは、正式名称が栗原広域最終処分場という施設が金成町にございます。金成町の27番に萩野診療所がありますが、その下に28番といたしまして栗原広域最終処分場を追加をしていきたいと思ひます。あとは以下、28番の志波姫町の役場が29番、以下番号が繰り下がるということで訂正をしていきたいと思ひます。

○議長 はい。ありがとうございます。今高橋委員の質問によりまして、金成町に栗原広域最終処分場の施設を28として繰り入れまして、以下順次1号ずつ繰り下がるという番号にして訂正させて下さい。以上でよろしゅうございますね。

（「異議なし」の声）

はい。それでは、ただ今提案いたしております、協議いたしております協議第48号 新市建設計画（第2章 新市の概況 第3章 建設の基本方針）の修正については原案を了承することに決定してまいります。

以上で本日の協議事項については終わりました。

5. 提案事項

協議第49号 使用料、手数料の取扱いについて

協議第50号 公共的団体等の取扱いについて

協議第51号 補助金、交付金等の取扱いについて

協議第52号 コミュニティ施策について

協議第53号 地方税の取扱い（その3）について

協議第54号 国民健康保険事業の取扱いについて

○議長 引き続き、提案事項に入ります。

提案事項49号から54号までございます。数多い六つの提案事項でございますが、このことについてこれから一括これを、各号ごとに内容説明を事務局の方からさせたいと思ひますが、これにご異議ございませんですか。

（「異議なし」の声）

○議長 はい。それでは、異議なしと認めます。はい。49号から順次説明をして下さい。

○二階堂事務局次長 はい。それでは、協議第49号 使用料、手数料の取扱いについてをご説明をいたします。

協議第49号

使用料、手数料の取扱いについて

使用料、手数料の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年2月13日

栗原地域合併協議会会長 菅原郁夫

使用料、手数料の取扱いについて。

1 使用料については、次のとおり調整する。

(1)施設使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、使用料の減免に関する規定については、類似施設で相違のないよう合併時まで調整する。

(2)行政財産目的外使用料については、築館町の例により合併時まで調整する。

(3)公共物使用料については、別紙1のとおり合併時まで調整する。

2 手数料については、別紙2のとおり合併時まで調整する。

という内容でございます。

まずここで、(1)の施設使用料でございます。この部分は現行のとおり新市に引き継ぎというふうになってございますが、各町村にございます各施設、その内容、さらには建築年度、こういったものがそれぞれ異なります。また使用料が地域に定着しているということから、現行のとおり新市に引き継ぐという文言を使っております。

その次の、使用料の減免に関する規定については、類似施設で相違のないようにということでございますけれども、各施設については使用料の減免規定があるもの、またないもの、また減免規定があっても割合、さらには対象区分、そういった表現で違いがございます。そういったことから類似施設で相違のないように、この減免規定を合併時まで調整していきたいという内容でございます。

資料につきましては、3ページをご覧くださいと思います。3ページが教育施設から商工観光施設、農林関係施設というようなことで、分野ごとのまず目次を作っております。それで丸の方は、その使用料が定められている条例・規則があるかないかと、町村ごとに丸印で表したものでございます。4ページをお開きいただきたいんですが、4ページから15ページまでは社会教育施設、その他の社会教育施設ということで、各施設ごとの使用料並びに減免規定の現況をまとめたものでございます。減免規定の内容に差があるというところですが、4ページの公民館の部分見ていただきたいと思うんですが、若柳町の公民館の減免規定一番下の方でございます。減免規定あり。そしてその下に1、2とありますが、こういった表現で10割、5割という規定をしている町村もでございます。隣の栗駒町ですが、減免規定ありということで中段にありまして、その下に使用区分1から8の対象の捉え方がありませんし、割合もこのように100分の100から100分の50というような表現の違いがございます。こういったところを合併時まで類似施設ごとに統一をしていきたいというものでございます。以下24ページまで商工施設、農林関係施設、福祉施設の使用料、さらには減免規定の現況をまとめたものでございます。

○濁沼事務局次長 それでは、25ページの資料をお開きいただきます。25ページは行政財産目的外使用料にかかる築館町、栗駒町、金成町、花山村、4町村の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例であります。調整内容は築館町の例により、合併時まで調整するをいたしました。土地の電柱類工作物等の設置につきましては、築館町の道路占用料条例の定めによるものといたしました。道路占用料条例は10町村全て同じ内容での条例制定となっております。その他の土地につきましては、土地価格の4%、建物についても建物価格の4%をいたしました。なお4%の設定根拠であります。国の普通財産貸付料算定基準並びに宮城県の財産の交換、譲与等に関する条例等を参考としております。

26ページは電気通信事業法及び施行令の抜粋条項であります。右欄は築館町の道路占用料条例内容

であります。

27ページは金成町、花山村等の公共物管理条例内容であります。公共物管理条例は、現在3町村のみが条例制定をしております。しかし今年4月からの宮城県の事務事業移譲によりまして、全町村が条例制定をしなければならないということになっています。このため現在条例化しておりません7町村については、ことし3月の定例会において公共物管理条例を提案、制定するようであります。調整内容はその条例内容となっております。以上であります。

○二階堂事務局次長　それでは、引き続きまして2番にございました使用料の関係でございます。使用料については、別紙2のとおり合併時まで調整をすると。済みません。手数料についてでございます。別紙2のとおり合併時まで調整をすることとございまして、その手数料の調整案が資料の2ページでございます。行ったり来たりして済みませんが、2ページが窓口関係なり住民基本台帳関係、印鑑登録関係、こういったもの手数料の調整案として別紙としてまとめたものでございます。

各町村の手数料の現況につきましては、資料28ページ、29ページで一覧にしてございます。かなり項目が多くございますので、この調整に至った経過を調整理由ということで30ページ、31ページに資料として再添付してございます。

30ページ、31ページをご覧いただきたいと思っております。ここは戸籍関係から、それぞれの手数料一覧をしてございますが、この資料の中でスクリーンがかかっている部分、ここが町村ごとに違いがありまして、この部分は調整をしたというものです。それでスクリーンのかかっていない部分については、10町村同じ料金ということで、そのまま調整案にしたという資料でございます。それで例えば住民基本台帳関係の上から二つ目に、住民票等の写し、住民登録謄本・抄本の交付手数料、ここの部分でスクリーンがかかってございますが、一通の住民票については全町村300円ということになってございますが、複数とった場合、町村によっては1枚につき50円を加算するとか、5枚までは300円ですが、その後1枚につき加算するとか、そういった現状がございました。そういった中で調整としたのは、同一世帯については5枚まで300円とし、1枚増すごとに50円を加算すると、このような調整案です。具体的に右側に矢印がありまして、参考ということでここに表しておりますが、6人家族の住民票謄本をとった場合の手数料でございます。築館さんはじめ若柳ほか4町、高清水、一迫ほか2町、鶯沢とありますけれども、それぞれ6枚とった場合、現在では450円、550円、800円、350円、300円とこのような差がございまして、これを5枚まで300円ということにいたしまして、一人増すごとに50円ですので、6人家族の謄本をとった場合は350円になると、このような調整案になっております。以下スクリーンがかかっている部分かなり有りますが、町村によって若干料金が違いましたので、それぞれこのスクリーンのかかった部分は調整をしたというものです。

31ページ、一つだけご説明したいと思っておりますが、租税特別措置関係のところ、86,000円から5,800円という金額の入っているスクリーンのかかっている部分ですが、ここは優良宅地なり優良住宅の新築の際の申請手数料の関係です。各町村とも規定があるところ、またないところもございました。それは前のページの現況のとおりですが、その規定があっても、この金額が違うとか、面積、ここに100平米以下100から500、500から2,000というような区分がある訳ですが、この面積の捉え方にも違いがございました。そういったことから、調整といたしましては宮城県の例に従って統一をしようという案でございます。この宮城県の例も建設省の通知、当時の建設省の通知でもって

積算をされているという手数料だということで、これに倣った調整案にしたいということで提案をするものです。手数料についてはたくさんありますけれども、ご覧いただきたいというふうに思います。以上です。

○議長 協議第49号 使用料、手数料の取扱いについては、大分種類が多いようでございます。これも次回の協議会において検討してまいります。ひとつ委員の皆様方、お帰りになりましたらよろしくご検討のほどお願い申し上げてまいりたいと思います。

続いて、協議第50号 公共的団体等の取扱いについて。内容の説明を求めます。

○濁沼事務局次長 それでは、協議第50号 公共的団体等の取扱いについて説明をさせていただきます。

協議第50号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年2月13日

栗原地域合併協議会会長 菅原郁夫

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについては、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、次のとおり統合又は再編の調整に努めるものとする。

(1)複数の町村に共通している団体については、できる限り合併時までには統合できるよう調整に努める。

(2)統合に時間を要する団体については、将来の統合又は再編に向けて検討が進められるよう調整に努める。

(3)法人格を有する団体については、それぞれの組織事情を考慮しながらも、組織の統合、再編のための指導調整に努める。

という内容であります。

1ページをお開きいただきます。1ページから2ページの資料は、各部会ごとに関係する平成16年1月現在の各町村の主だった公共的団体等を掲載いたしました。

2ページの下段であります。地方自治法等の関係法令の抜粋条項であります。ここで言います公共的団体等とは農業協同組合や森林組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会や公衆衛生組合等の厚生事業団体、青年団や婦人会、体育協会や芸術文化協会等の文化事業団体等を言います。広く公共的な活動を営む団体全てであり、法人格等は特に必要とはいたしておりません。以上です。

○議長 これも今簡単に説明しましたが、見れば見るほど大変複雑でございます。まことに簡単な説明でしたが、本当にこれよく見ますとこれでいいのかといったような疑問も確かにあると思います。ひとつ次回までご検討のほどお願い申し上げてまいりたいと思います。

続いて、協議第51号 補助金、交付金等の取扱いについての説明を求めます。

○濁沼事務局次長 それでは、協議第51号 補助金、交付金等の取扱いについて。この補助金、交付金等の取扱い関係ですが、今50号でご説明をいたしました公共的団体の部分と非常に関連性があります。公共的団体等に出している補助金、交付金等が主だった内容であります。

協議第51号

補助金、交付金等の取扱いについて

補助金、交付金等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年2月13日

栗原地域合併協議会会長 菅原郁夫

補助金、交付金等の取扱いについて

各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、地域の実情等を考慮し、公共的必要性や有効性、公平性などの観点から次の方針に基づき引き続き調整し、新市において制度化するものとする。

(1)町村で交付している共通の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て、合併時まで調整する。

(2)町村で交付している独自の補助金等については、市域全体で均衡を保つよう新市において調整するものとする。

という内容です。

1ページから3ページの資料です。これは各部会ごとに、関係する各町村の現行の補助金及び交付金状況等を掲載いたしました。非常に団体の数が多いです。資料をご覧いただいておりますように、各町村にはそれぞれに地域の振興を図るための施策として、各種団体等に財政的な援助措置等を講じてきております。しかしながらこの一覧表を見てお分かりのように、その交付内容、それからそれぞれの町村の自然的・経済的・文化的・社会的諸条件、あるいは歴史的条件や伝統的条件等の相違におきまして、その種類は必ずしも画一的なものとはなっておりません。

また市町村の財政事情等により、交付している町村と、そうでない町村等もあります。この問題を協議するに当たりましては、各種団体の動向と将来への希望等を十分に把握した上で協議を進めることが必要とのことから、このような調整内容といたしました。

なお、ここに表記しております団体は補助金、交付金等として交付を受けている団体であります。町村によっては空欄になっておりますけれども、団体が組織されていても、補助金、交付金という部分の交付を受けていない、例えば負担金とかそういう項目で支出を受けている団体については、ここには掲載しておりません。以上で、説明を終わります。

○議長 この点についても、今説明が終わりました。これも前号同様大変難しい分野が含まれております。各町村ごとに、それぞれ補助金が違ってまいります。こういうものをいかにするかというふうなことで、合併時まで調整するというふうな内容でございますが、この点についても皆さんのご勉強賜りまして、ご意見を承ってまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、協議第52号 コミュニティ施策についてを説明求めます。

○濁沼事務局次長 それでは、協議第52号 コミュニティ施策についてであります。

協議第52号

コミュニティ施策について

コミュニティ施策について、次のとおり提案する。

平成16年2月13日

コミュニティ施策について

- 1 コミュニティ組織等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において育成助長に努めるものとする。
- 2 自治会活動に対する助成、コミュニティ推進助成、地域活動に対する助成、集会施設の運営に対する助成については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において速やかに新たな制度を設けるものとする。
- 3 集会施設の建設事業及び助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成17年度中に新たな制度を設けるものとする。

という調査内容であります。

1ページをお開きいただきます。(1)は郡内で組織されておりますコミュニティ推進協議会を掲載いたしました。7町村で16団体が組織化されております。

(2)の地方自治法に基づく地縁団体として、町村長の認可を受けている団体を記載してあります。地縁による団体として認可を受けられる団体は、平成3年の地方自治法の改正により、一定の地域内に住所を有するもので組織された団体で、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理などの地域的な共同活動を行っている団体であります。なおかつ現に不動産、または不動産に関する権利を保有していることが条件であります。郡内には志波姫町に2団体がありますが、いずれも地域集会所等を維持管理しております町内会であります。

2は自治会活動、コミュニティ推進活動、地域活動等に対する各町村の助成内容等を掲載いたしました。

2ページは地域集会所に対する運営助成内容と、地区集会所建設時における町村の補助内容等を掲載しております。以上で終わります。

○議長 協議52号 コミュニティ施策について。コミュニティ活動、これ各町村ごとやっぱりいろいろな方法があるようございます。これらについての新市に当たってのいわゆる方策、これも大変難しいものがあるかと存じますが、ひとつこれらについてもよく検討になりまして、皆さんのご意見を承ってまいりたいと思います。

続いて、協議53号 地方税の取扱い(その3)について、説明を求めます。

○濁沼事務局次長 それでは、協議53号 地方税の取扱い(その3)についてであります。

これまで地方税の取扱いについては、その1、その2ということで提案をさせていただきました。最後に国民健康保険税だけが、まだ提案しておりませんでした。今回の提案は国民健康保険税の部分であります。

協議第53号

地方税の取扱い(その3)について

地方税の取扱い(その3)について、次のとおり提案する。

平成16年2月13日

国民健康保険税については、合併特例法第10条の規定を適用し、不均一課税とする。

納期については、5月から2月（各月16日～末日）までの10期とする。

課税方式については、医療、介護とも4方式とする。

という調整内容であります。

1ページをお開きいただきます。1の国民健康保険税につきましては、10町村の現行税率及び納期等を町村比較したものであります。また課税方式ですが、若柳町のみが介護納付金分のみ所得割、均等割の2方式となっております。それ以外の9町村は医療給付費分で採用しております4方式を新市の課税方式といたしました。

なお納期につきましては、現在10町村の納期は6期制となっており、また栗駒町につきましては仮算定賦課はせず、7月からの本算定賦課方式となっておりますが、新市におきましては1期ごとの納税者の納付負担等を考え、5月から2月までの毎月納付の10期制といたしました。

2ページをお開きいただきます。2ページの資料は平成15年度の医療費分及び介護分の現行税率をそれぞれ4方式ごとに税率の高い町村から順に比較対比したものであります。医療分に例をとりますと、被保険者一人当たりの税額の一番高い町村は築館町の7万123円以下一迫、栗駒、一番低い町村は金成町の4万6,297円となっており、その格差は約1.5倍ほどとなっております。また1世帯当たりの税額を対比しますと、税額の一番高い町村は志波姫町の16万856円、以下若柳、一迫。一番低い町村は鷲沢町の10万6,449円となっております。その格差も約1.5倍ほどとなっております。このように10町村の税率は余りにも格差があり過ぎます。このため当分不均一課税とし、新市において段階的な税額調整を行うものといたしました。

右欄の介護分につきましても、同様にご覧をいただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

○議長 はい。これは国民健康保険税、それから介護保険料。これは各町村それぞれやはり医療費の支出、それから介護保険料の支出、こういうものに比例をいたしまして、それぞれの町村の金額が違います。これを一度に同率にするということは大変難しいものがあるかと存じますので、これは当分の間、不均一課税をもって行うというような内容でございます。これもひとつ後でご覧になって、ご意見等承ってまいりたいと思っております。

続いて、協議54号 国民健康保険事業の取扱いについてを説明求めます。

○濁沼事務局次長 それでは、協議第54号 国民健康保険事業の取扱いについてを説明させていただきます。

協議第54号

国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年2月13日

栗原地域合併協議会会長 菅原郁夫

国民健康保険事業の取扱いについて

- 1 保険給付事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 保健事業（国保分）については、合併時までに調整する。

という内容であります。

1 ページをお開きいただきます。1 の保険給付事業につきましては、10 町村とも同一内容での給付内容となっております。このことから保険給付事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものいたしました。

二つ目の2の保健事業の国保事業分にかかる各種検診助成事業であります。各種検診における助成対象者は町村において違いがあります。また各種検診助成料金もまちまちであります。各種検診助成料金の個人負担分の金額及び検診料金の金額につきましては、第9回の協議会におきまして保健関係事業としてご確認いただきました。各種検診費用にかかる個人負担金額は30%が基本としております。

調整内容は保健事業につきましては、合併時までに調整するといったしました。具体的な合併時までの調整項目ですが、各種検診助成対象者並びに検診項目の調整等が、また具体的な検診助成額等の検討であります。以上です。

○議長 はい。これも国民健康保険事業でございます。これは給付内容と、それから国民健康保険事業の中でいろいろな検診に対する助成金等が各町村で行われております。これもまちまちでございますが、これはなお合併時までに調整するという内容です。これらについても、皆さんのご意見等承ってまいりたいと思いますので、次回までよろしくお願ひ申し上げてまいりたいと思います。

以上で、本日の提案事項の説明が終わりました。大分時間も経過いたしておりますが、これは次回の際によろしく皆さんのご意見承ってまいりたいと思います。

5. その他

○議長 それでは、その他に入ります。その他、何か事務局ございますか。

はい。どうぞ。はい。高橋委員。

○高橋光治委員 ただ今提案をされた部分の中で、53号 地方税の取扱い(その3)の関係なんです。これは国民健康保険税の関係について出されていると思います。資料の1と2は分かったんですが、私これまでも前々回ですか、前回の介護保険の取扱いのときも発言をさせていただきましたけれども、不均一、その他を導入するに当たっても各種の基金の関係が資料として、参考資料として出されないと私は検討ができないのではないかというふうに思います。なぜかといいますと、前にこれは総務専門部会、企画財政部会の関係で出されていると思いますが、前回の介護保険のときにも申し上げましたが、介護保険財政調整基金の関係については3町であって、介護保険の準備基金については7町。その他国民健康保険の基金についても、基金の7ページに、過去にですよ、出された部分にあります。しかしそれは14年度末の現在高で出されている部分でありまして、前回介護のときにも質問させていただきましたが、介護保険のそれではこの調整をした3億7,887万1,000円、10年度末残高が15年度末にはいかがですかという質問を差し上げたときに、「2億1,000万円取り崩してございます」というお話でございました。そうしますと、これは16年度末の、そのときのこれまでの基金の財産の取扱いについて説明を受けたときには、これらについては16年度末の残高を用いるのだというのは、どこにおいても書いていないんです。口頭説明だけなんです。我が町はそれを一つの欄にしまして、財政調整基金については14年度財政から含めまして3年間の

6%、その他国民健康保険については14年から16年度の3年平均の15%という口頭説明があるだけなんですよ。

そうしますと、今度この議論をするときには、私はぜひ参考資料として現在の14年末の残高はここにありますから、15年末はきちっと把握できているというふうに思いますので、それらの基金残高を出していただいて検討すべきだというふうに私は思うんでありますが、いかがでありますか。会長の方でひとつ検討してみてください。

○議長 はい。今、事務局の方で返答いたします。

○鈴木事務局長 それでは、見込み、15年末の見込みということで調査をしながら、次回参考資料としてお示ししたいというふうに思っています。

○議長 よろしゅうございますか。はい。分かりました。

その他、事務局ありますか。その他、はい。佐藤委員。

○佐藤幸生委員 2月5日の協議会のときに、継続ということで話されておった件がありますね。その他福祉関係事業の中の出生祝金についてですね。継続が2回で、3回の継続なので、女性を代表して、我が町の女性代表の声に会長が答えられて、じゃあ継続ということになっておりましたが、その件についてはまた次の協議会でということになるんですか。

○議長 これ部会なり幹事会でも検討させましたが、まだよりよい結論が出ないということで、今まだ検討中です。ひとつもう少し時間をかしてください。

長谷川さん。はい、どうぞ。

○長谷川厚子委員 前回の件で、お話、私も女ですのでちょっとご意見なり、どのように思うか皆様にも聞いていただきたいと思います。

現在、全国で今1人2分の1という出生率です、全国的に。これも本当に大変少ない出生率でございますが、前回出生祝金として第1、第2、第3として一迫の例によって参考にするというので、反対意見が出されたと思うんです。前回一番先に、第1子の子供に一番かかるのではないかと海老田さんのご意見もありました。しかしながら、今まで出ている町村は3町村、2町村ですね。あとそのほかの町村はほとんど出していない状態でございます。これから10町村一つとなると、金額的にも大変多く増加すると思うのです。もちろん出生は人口の増加となりまして、大変よろしい喜ばしいことなのでございますが、今の状態で全町村第1、第2、第3と次々上がっていく金額に対しまして、どうしても大変な状態になるのではないかと思います。

それで、全部合計した金額ということじゃなくて、第一子も第二子も第三子も全部平均で平等だと思います。だから金額を全部同じく、最低限度出せる分合計して、皆さんに出生祝金として出していただければと思います。以上です。

○議長 はい。そういうことも踏まえて検討させてまいります。

その他、海老田さん。はい、どうぞ。

○海老田慶子委員 済みません。今のことで、もうちょっとだけつけ加えさせていただければ、私は別に全員にというか、絶対に祝金としてやってくださいというのではなくて、祝い金としてという名目であればということでお話ししたんであって、ここの新市の建設計画基本方針の中で、15ページに「不妊治療に対する助成が必要。出産費用助成の充実が必要。現行では第三子からの助成を第一子

からにするなど、子供を複数産めるような支援体制が必要」と謳ってある訳なんです。

それでこの間お話、ちょっとある人から聞いたんですけども、子供が欲しくて欲しくてたまらないけれども、不妊治療の費用は保険がかからない。それで産めない状態、作れない状態の人もいるということなんです。ですからそういう方にも、私病院の方に電話してちょっと聞いてみましたけれども、人によってまちまちというか、金額は分からないんだそうですけれども、はっきりしている金額としては1回の手術が35万から40万ということで、1回の子供を産む金額とさほど変わらない金額がかかる訳なんです。ですから、そういう祝金も含めて、不妊治療に対する助成という方も考えていただきたいと。よろしくお願いします。

○議長 はい。どうぞ。加藤雄八郎委員さん。簡単にね。お医者さんですから。

○加藤雄八郎委員 私は出生祝金については反対です。なぜかという、若柳町では今までなかった訳です。しかしながら若柳町では保育園でも幼稚園でも延長保育もやりますし、一時保育もやります。それらのやっぱりみんな広く、そして困っている人に保育所、本当に働く必要がある人ということを考えれば、私は出生祝金は出すべきではない。しかしこの出生祝金というのは町長施策だと思うんですね。この幹事会で課長たちが「うちの方の町長がやっていたけれども、反対だ」と言う人はいない。やっぱり町長たちが調整をしてやるべきだろうと思うんです。そうでなければ、うちの町長の悪口だけになっちゃうから。そうしますと、私なりに今この間の提案されたのが事務局としてもっともなものじゃなかろうかと。

それからもう一つ。さっき一人女性の方が産まれるということになると2.08人、人口を維持するのに。今1.3幾らですか。そうしますと、補助金出しても出生祝金出しても減っているんですよ、みんな、日本中。そう考えるときに、やっぱりもう一度原点に立ち返って、ただ出せばいいというものではないと思います。そういう意味でやっぱり町長さん方で話し合ってまとめて欲しいと思います。

○議長 いやいや。いろいろなご意見出ましたから困ったね。まずその他でございますから、よく聞いて参ります。

それでは、本日の会議は最後ですが、次回の協議会お知らせします。2月26日木曜日。時間は午後1時30分といたします。場所は金成町やすらぎセンター。やすらぎセンターというのは金成町の役場と接続しておる施設なそうでございますので、金成町役場においで下さい。よろしゅうございますか。2月の26日午後1時30分。場所は金成町役場内のやすらぎセンターで行います。2月は3回目ということになります。大変本当にご苦勞様です。よろしくお願いします。

8. 閉 会

○阿部事務局次長 ありがとうございます。

それでは、最後に閉会に当たりまして、千葉副会長からご挨拶を頂戴します。

○千葉副会長 長時間にわたりまして真剣にご討議いただきましたこと、感謝を申し上げます。

きょうの会議を見ますと、一番目の議題が一番時間がかかった訳でありまして、相当熱心というか、エキサイトした部分があった訳です。あのとき休憩がなければどうなったかなと。だからたまには会議のときには休憩というのも大変いい薬だと思っております。それから、そういうことがあったとして

も、栗原郡をよくしようという皆さんの熱意がそういうことになった訳でありまして、その点感謝を申し上げます。

その他の方になってから、いい意見がどんどん出てきた。ここからちょっと合併協議会と関係ないので、私個人の感想も一部あるんですが、田中総理大臣の娘が国会議員になりました、また。安倍幹事長というのが、前は官房副長官で、北朝鮮の拉致問題で非常に熱心だと。ところが、日本に帰ってきた、子供を北朝鮮に残してきた人たちは拉致の問題で大変心配している訳ですが、その総理大臣の娘は、あの官房副長官、今の幹事長は子供いないんだそうですね。「子供もいないくせに、人のうちの子供の心配するなんて余計なことだ」と言ったとか言わないとかという話なんです。世の中にはさまざまな人間がいるものですから、私はそういう言い方は尊敬できない訳です。

栗原郡の一組の夫婦で子供をどの程度産んでいるかというのと、1.8人なんです。二人は産んでいないの、まだ。全国的に見ますと1.3人ですから、栗原郡全部足すと、1.8人なんです。一人生まれても何人生まれてもいいんじゃないかというのは、それは理屈でありまして、今少子化というのはどういうことを言っているかというのと、少子化になってよかったと思っていないんですよ。これから20年、30年たつと、世の中農業をやるにしても産業を起こすにしても、働く人が足らなくなるということなんです。あと20年たつと、太平洋戦争が終わった昭和20年頃の9,000万人ぐらいに減ると。この率でいくと、700年たつと、日本人という人種は一人もいなくなって、計算上はそうなっています。こういう国にしてしまっているのかというので、少子化対策というのは私は大変必要なことで、どの政党も満足な少子化を食い止めるという政策をとっているところはない。今の小泉内閣でもない。野党もないと。ここだけです、熱心にしゃべっているのは。

この次からは栗原郡を更によくするために、私どもは頑張っていきたいと思います。
今日はありがとうございました。

午後4時35分閉会